

第43号議案

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

品川区長 森 澤 恭 子

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるため、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 管理を行わせる施設

名 称 品川区立北品川つばさの家

所在地 東京都品川区北品川三丁目7番21号

2 指定管理者

名 称 社会福祉法人げんき

代表者 理事長 杉本 照夫

所在地 東京都品川区東大井五丁目5番13-101号

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（説明）北品川つばさの家の指定管理者を指定する必要がある。